

美里町英語検定対策講座実施業務委託事業者
公募型選定プロポーザル実施要領

1 趣旨

美里町では、「Misato EIKEN Challenge（美里英検チャレンジ）事業」の一環として、美里町立美里中学校を会場として、生徒を対象にした英検対策講座を開講する。

この要項は、講義の実施業務を民間事業者に委託するにあたり、事業者を「公募型プロポーザル方式（提案書審査型）」により選定し、委託契約を行うために必要な事項を定めたものである。

※ Misato EIKEN Challenge（美里英検チャレンジ）事業

「中学卒業までに50%以上の生徒が、英語検定3級を取得する」ことを目標に、生徒を対象に以下の3事業を実施する。

- ① 英検 IBA を全生徒対象に実施
- ② 英検対策講座の開講（本委託事業）
- ③ 3級以上を受験する場合、生徒一人につき年度1回に限り英語検定料の補助

2 業務名

美里町英語検定対策講座実施業務委託

3 業務概要

(1) 業務内容

「美里町英語検定対策講座実施業務委託仕様書」のとおり

(2) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 提案上限金額

金 1,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

（講師派遣料、教材費90名分等を含む総事業費。消費税率は、**10%**として算出すること。実施にあたり、受講者が90名に満たない場合、契約額のうち、教材費に係る金額は受講人数分とする。）

5 参加資格

本プロポーザルに参加する参加者は、次に掲げる条件の全てに該当していなければならない。

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11で準用する、第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による法手続きを行っている者でないこと。
- (3) 美里町建設工事等の契約に関する指名停止等措置要綱（平成22年告示第70号）の規定による指名停止処分を受けていないこと。

- (4) 美里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年告示第82号）の規定による指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 本実施要領及び仕様書に記載の実施内容を、業務期間において遂行可能な体制を確保すること。
- (6) 適切な進捗管理を行うことができる十分な体制を確保すること。

6 選定スケジュール

※ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく政府対応措置」又は進行状況により変更となる可能性あり

内 容	期日又は期限
実施要項等の公表	令和 6年 5月 2日 (木)
質問書の提出期限	令和 6年 5月 9日 (木) 正午まで
質問に対する回答の公表予定	令和 6年 5月15日 (水)
参加表明書の提出期限	令和 6年 5月17日 (金) 正午まで
提案書、使用テキスト、見積書の提出期限	令和 6年 5月21日 (火) 正午まで
審査結果の通知及び公表	令和 6年 6月上旬
契約締結	令和 6年 6月上旬

7 業務実施日程

各年度中において、公益財団法人日本英語検定協会が実施する第2回の英語検定一次試験（例年10月初旬）までに、『1コマ50分×計12回』の講義を実施する。

（標準実施日程：1コマ50分×1日につき3コマ×4日間）

※ 午前の場合は9：00～12：00、午後の場合は13：00～16：00を予定するが、契約締結時において正式な実施日程及び時間を決定する。

【実施予定日】

日程	実施日
1日目	7月19日 (金) 午後
2日目	8月 3日 (土) 午後
3日目	8月24日 (土) 午後
4日目	8月27日 (火) 午後

8 クラス編成

業務実施にあたっては、以下3つのクラスを開講する。派遣講師人数は原則3名とする。

No.	クラス名	定員	講義内容
①	準2級対策クラス	30名	受講者は3級合格程度の実力を持つ生徒を想定。第2回又はそれ以降の検定で準2級合格を目指す

			せるような講義内容とすること。
②	3級対策クラス	30名	受講者は、英検4級程度以上の実力を持つ生徒を想定。第2回の検定で確実に3級が合格できるような講義内容とすること。2次試験対策についても、4日間の中で実施すること。
③	4級対策クラス	30名	受講者は、英検5級程度以上の実力を持つ生徒を想定。第2回又はそれ以降の検定で3級合格を目指せるよう、基礎基本を定着させるような講義内容とすること。2次試験対策についても、4日間の中で実施すること。

※ クラス編成に当たっては、中学校で実施する英検 IBA の結果又は美里中学校英語教諭の意見を参考にすることができる。

※ 定員オーバーとなる場合は、第3学年生徒の希望者を優先する。

※ 受講希望者が定員に満たない場合も、3クラスに分け実施する。

9 選定方法及び選定委員会

(1) 選定方法

- ① 事業者は、「公募型プロポーザル方式」により選定する。
- ② 選定は、「別紙 評価基準及び評価内容」に基づき企画提案書、使用教材及び見積書の審査により行う。
- ③ 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を第一優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- ④ 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により選定する。
- ⑤ 選定結果は参加者すべてに通知する。
- ⑥ 参加者が1者の場合であっても、本プロポーザルは実施する。

(2) 選定委員会

選定委員会は、美里町教育委員会事務局職員及び美里町立美里中学校職員で構成する。委員それぞれが1者ずつ評価する。

10 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月17日（金）正午まで（必着）
- (2) 提出場所 下記「14 事務局」に示す場所
- (3) 提出方法 郵送または持ち込みにより、1部紙で提出すること。
- (4) 提出書類

参加表明書

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（様式1）を提出すること。

※ 「(1) 提出期限」までに参加表明書が提出されない場合は、不参加とみなす。

11 提案書、使用教材、見積書の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月21日(火)正午まで(必着)
- (2) 提出場所 下記「14 事務局」に示す場所
- (3) 提出方法 郵送または持ち込みにより、各3部ずつ紙で提出すること。

① 企画提案書(別紙「評価基準及び評価内容」を意識し、作成すること。)

記入例を参考に、8ページを限度として文字フォントは原則明朝体とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

1 派遣予定講師3名に共通する事項

記入例を参考に、派遣予定講師3名に共通する事項等を記入し、提出すること。

※ 指導歴については、中学生だけでなく、高校生、大学生、社会人等を対象とした指導歴を含めてよい。ただし、10名以上の一斉指導に限る。

2 講師の採用基準・育成方針・研修体制等

事業者として、講師を採用・派遣する際の基準等について記入すること。

- ・ 講師の採用基準

講師を採用するに当たり、設けている要件や基準について、具体的に記述すること。

- ・ 講師の育成方針、研修体制

具体的に記入すること。また、研修による効果やその効果測定方法もあれば、併せて記載すること。

- ・ その他特記事項

その他講師の指導、管理体制について記入すること。特に講師が出張してレッスンを行う委託業務について、どのように講師の業務を把握し、業務の改善につなげているかも、併せて記入すること。

3 カリキュラム案

記入例を参考にすること。「3 レッスンの内容／カリキュラム例／レッスン構成等」について、準2級、3級、4級クラスでカリキュラムが大きく異なる場合には、クラス別に記入すること。

② 使用教材

準2級対策クラス、3級対策クラス、4級対策クラスで使用する教材全てを各1部ずつ送付すること。

③ 見積書(任意様式) 正本1部(記名及び社判押印)

「4 提案上限価格」を超える見積額を提出した場合は、失格とする。

ア 見積書の記載事項

見積書には、事業の総額(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)及び積算根拠となる内訳(講師派遣費、教材費等)を記載すること。作成にあたっては「参考 見積書(参考例)」を参考にすること。

※ **教材費**の記載方法

準2級対策クラス、3級対策クラス、4級対策クラスそれぞれのクラスで使用する教材が異なる場合は、各クラス30名分で算出すること。同一教材を使用する場合は計90名分で算出すること。契約の際、教材費に係る金額は、受講者数・クラス編成により変更となることに注意すること。

イ 見積書はA4版用紙で作成し、提案書とは別冊にすること。

ウ 見積書の宛名

「美里町長 原田 信次」

エ 封筒への見積件名の記載

「美里町英語検定対策講座実施業務委託事業者選定に係る見積書」と明記し、糊付け封印すること。

12 実施要項・仕様書等に関する質問・回答

(1) 受付期間 令和6年5月9日(木) 正午まで

(2) 受付方法

質問書(様式2)を使用し、質問すること。下記「14 事務局」に記載のメールアドレスにて受け付ける。なお、質問は、本要項、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(3) 回答方法

回答は、全ての者に対し、令和6年5月15日(水)までに電子メールで回答する。ただし、質疑内容により、本プロポーザルの公平性を保てないと判断した場合は、回答しないことがある。

(4) その他

ア 回答によっては、この要項及び添付書類、仕様書等を追加または修正したものとみなすものとする。

イ 質問の内容については、事務局より問い合わせを行う場合がある。

13 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽があった場合

(2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 指定した提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合

(4) 提案見積額が4に示す提案上限価格を越えた場合

(5) 実施要項に違反した場合

(6) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

(7) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず期限内に提出されなかった場合

(8) 上記のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為であると事務局が認めた場合

14 留意事項

(1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は使用教材を除き返却しない。

- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は美里町に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出された提案書等は、美里町情報公開条例に基づき、公開することがある。ただし、事業者の正当な利益が害されるおそれがあると美里町が認めた箇所については非公開とする。なお、公開の可否は美里町が判断するものとする。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを行わない。
- (9) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 本プロポーザルについて、中学校等の一斉臨時休業等の影響を考慮し、選定スケジュール期間中であっても、予告なしに中止又はスケジュール日程を変更することがある。

15 事務局

美里町役場 教育委員会事務局 学校教育係（担当：立花）

住所：〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部3 2 3 番地1 2階

TEL：0495-76-0201 FAX：0495-76-0909

E-mail：gakkyo@town.saitama-misato.lg.jp

受付時間：土曜、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時を除く）